

岩手県犯罪被害者等支援計画（仮称）骨子案

I 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

犯罪被害者等支援条例（令和6年岩手県条例第12号。以下「条例」という。）第6条に基づき、知事が**犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進**するために策定する計画

<参考：計画に定める事項（条例第6条第2項）>

- (1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) (1)に定める事項に基づき実施すべき犯罪被害者等支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 計画期間

令和7年度～令和10年度（4年間）

3 意見の反映（条例第6条第3項関係）

計画の策定及び変更の際は、パブリックコメントの実施により県民の意見を反映するとともに、岩手県犯罪被害者等支援審議会の意見を聴くこと

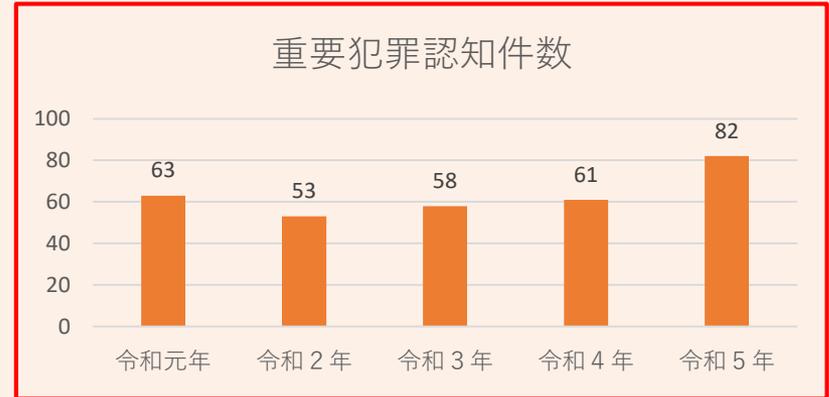
4 施策の実施状況の公表（条例第9条関係）

毎年度、計画に基づき実施した施策の状況を公表

Ⅱ 犯罪被害者等の現状

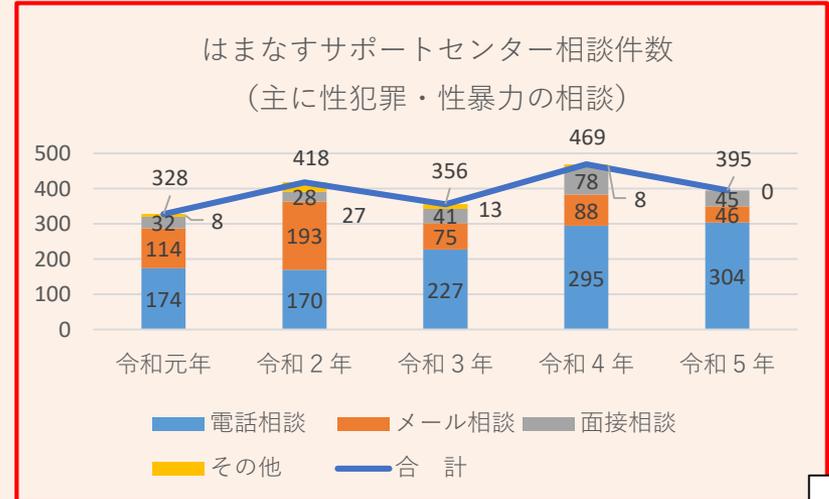
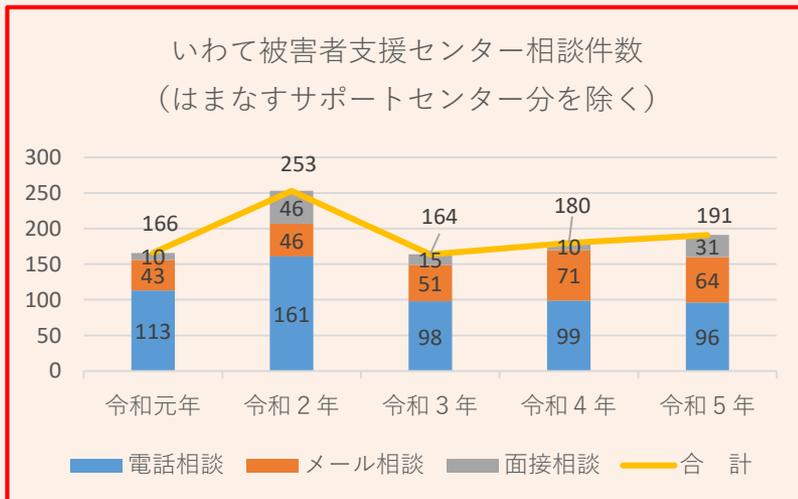
1 犯罪の現状

本県における刑法犯認知件数は、平成13年の1万5,125件をピークに減少傾向にあり、令和3年には2,507件とピーク時の約5分の1となるが、**重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつ）**は令和2年以降、**増加傾向**にある。また、犯罪被害者等は、身体的・精神的・経済的負担のほか、インターネット上の誹謗中傷による二次被害が生じる事例もある。



2 民間支援団体における相談件数

公益社団法人いわて被害者支援センター（性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターである「はまなすサポートセンター」の相談も受理）における相談件数は、増減を繰り返しながらも増加傾向にある。



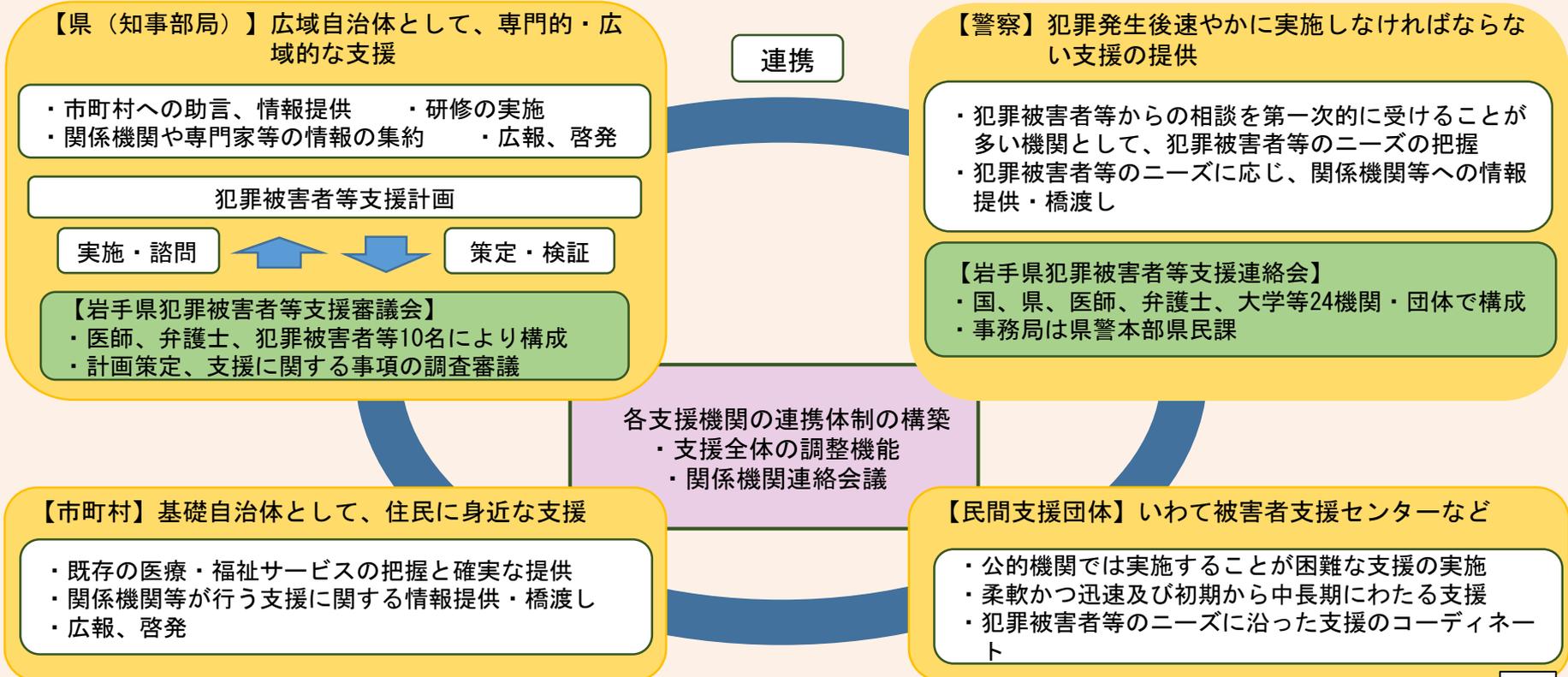
Ⅲ 支援に関する基本方針

1 目指すべき姿（計画に定める長期的な目標）

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられること
- (2) 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切な支援が行われるとともに、当該支援により二次被害を生じさせることがないように十分配慮して行われなければならないこと
- (3) 犯罪被害者等の必要な支援が途切れることなく提供されること
- (4) 県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携・協力して行うこと

2 推進体制

計画の推進に当たっては、関係部局、市町村、関係団体等が、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、相互の連携・協力を図りながら施策を推進し、各主体が実施する支援全体を調整する機能の構築を検討する。

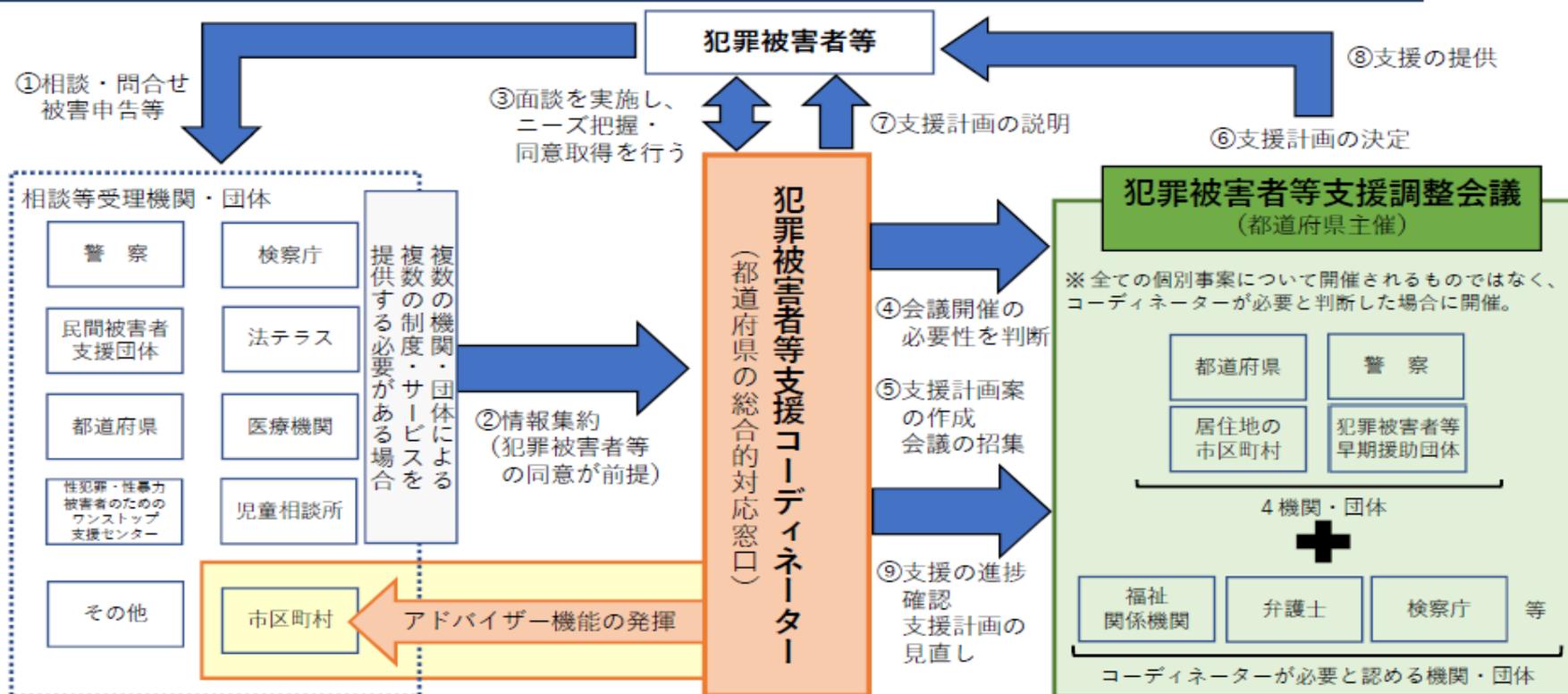


【参考】 推進体制の考え方のイメージ

(警察庁「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめ資料(令和6年4月)抜粋)

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み(例)

別添2



【コーディネーターに求められる機能・役割】

- 個別事案の支援全体のハンドリング
 - ・ 多機関連携で対応する必要がある犯罪被害者等の情報を受理。
 - ・ 犯罪被害者等と面談し、ニーズを一元的に把握、多機関連携への同意取得。
 - ・ 支援調整会議の開催の必要性を判断し、支援計画案を作成。
 - ・ 支援調整会議を招集・開催し、検討・調整の上、支援計画を取りまとめ。
 - ・ 支援の進捗状況やニーズの変化を定期的に確認し、支援計画の見直し。
- 市区町村に対するアドバイザー
 - ・ 市区町村の総合的対応窓口担当者等からの相談への助言。

【犯罪被害者等支援調整会議の機能・役割】

- コーディネーターのリーダーシップの下
 - ・ 個別事案の支援の検討・調整、支援計画の決定
関係機関等が集まり、犯罪被害者等のニーズを共有。支援計画案を基に参加機関等が提供する支援を協議。支援計画の決定。
 - ・ 支援の進捗報告、支援計画の見直し決定
支援の進捗状況の定期的な報告。支援計画の見直しを決定。

IV 施策体系・具体的施策

施策の柱

1 総合的支援体制の整備・充実

- ### 基本的施策・主な取組
- 1 相談及び情報の提供【支援全般の情報提供】
 - 2 人材の育成【支援従事者等の研修、市町村担当者の研修】
 - 3 民間支援団体の活動支援【講演会、研修等への支援】
 - 4 総合的支援体制の強化【支援にかかる調整機能、連絡会議の開催】
 - 5 市町村における支援体制の充実【情報提供・助言、連携の強化、担当者会議の開催】
 - 6 支援従事者の二次受傷防止【研修会の開催】
 - 7 個人情報の管理の徹底に向けた取組【被害者等情報の保護、適切な取扱い】

2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 精神的支援の充実【相談先等の情報提供、被害少年・性犯罪被害者支援】
- 2 安全の確保【再被害防止対策、DV・児童虐待への対応】
- 3 保護・捜査過程における配慮等【二次被害の防止、情報提供の充実】

3 損害回復・経済的支援等

- 1 損害賠償の請求等に関する周知【法テラス、保険金支払等の情報提供の充実】
- 2 給付金制度等の適切な運用
- 3 雇用の安定・居住の安定【事業主等の理解の増進、公営住宅、中期的な居住場所の確保】

4 県民の理解の増進と配慮

- 1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発
- 2 二次被害の防止に関する広報・啓発

参考（指針における重点課題と基本施策）

重点課題

1 支援等のための体制整備への取組

- ### 基本施策
- 1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実
 - 2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の育成
 - 3 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等
- 2 再被害防止等の安全確保の充実
- 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等

3 刑事手続への関与拡充への取組

- 1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等

4 損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償請求等に関する周知
- 2 給付金制度等の充実
- 3 雇用の安定・居住の安定

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 県民理解増進のための広報等の取組の推進